

## パートの社会保険・有給休暇について

2022年10月より社会保険の適用範囲が拡大されました。また、今後も改正が続いていく予定となっております。その目的としては、①働き方の多様化に対応し、労働者を守る ②年金財政の改善 といったことが上げられます。

そこで今回は、社会保険については私たちの専門分野ではありませんが、パートの社会保険や有給休暇についてお伝えさせていただきます。

### 1. パートの社会保険(健康保険・厚生年金)について

#### ①加入条件

##### (1)勤務時間及び日数が、正社員の4分の3以上

この条件は、社会保険完備の勤務先で働く場合、会社の規模、年収の額、社会人が学生かに限らず、適用されます。

#### ❁ (2)新たな加入対象者の条件

従業員数101人以上の企業で働く、以下のすべてを満たす人が対象になります。

1.週の所定労働時間が**20時間以上**であること

2.賃金月額が**月8.8万円**以上(年約106万円以上)であること

3.2ヵ月を超えて使用されることが見込まれること

4.学生でないこと(※夜間や定時制など、学生でも加入できる場合もある)

5.従業員101名以上(厚生年金の被保険者数)の勤務先で働いていること

※ 厚生年金の被保険者数が100人以下の企業でも、「労使合意(働いている方々の2分の1以上と事業主が社会保険に加入することに合意すること)に基づき申し出している」又「地方公共団体に属する事業所」であれば、101人以上の要件を満たすことになります。

#### ❁ ②社会保険(健康保険・厚生年金)の適用範囲拡大のスケジュール

**2024年10月**からは上記の「(2)-5.従業員**101名以上**(厚生年金の被保険者数)の勤務先で働いていること」の人数が**51名以上**になります。

#### ❁ ③社会保険(健康保険・厚生年金)加入のメリット・デメリット

##### (1)パート・アルバイト

メリット : 障害の補償範囲が広がる・年金の充実・傷病手当金や出産手当金が充実

デメリット : 社会保険料の負担により手取りが減少

##### (2)事業主・企業

メリット : 福利厚生の実施による人材の確保

デメリット : 会社負担分社会保険料の増加

### 2. パートの雇用保険について

加入条件に大きな変更はございませんが、下記のようにしております。

(1)週の所定労働時間が**20時間以上**であること

(2)1ヵ月を超えて使用されることが見込まれること

### 3. パートの有給休暇について

有給休暇とは、正式には「年次有給休暇」といい、「休暇を取得しても、その日の分の給料（賃金）が支払われる制度」のことです。「年次」という名の通り、一定の要件に該当すれば、毎年一定の日数の休暇が与えられます。

労働基準法によって、勤務条件が一定の基準を満たしていれば、会社側はアルバイトやパートであっても有給休暇を与えなくてはならないと定められています。

つまり、正社員や契約社員以外でも有給休暇は取れるということです。

年次有給休暇が付与される要件は2つあります。

- (1) 雇い入れの日から6か月経過していること
- (2) その期間の全労働日の8割以上出勤したこと

この要件を満たした労働者は、年次有給休暇が付与されます。

労働基準法が改正され、平成31年4月より、**その年に新規に付与された年次有給休暇日数が10日以上全ての労働者**に対し、**毎年5日間**、年次有給休暇を**確実に取得させることが必要**となりました。

※従業員に年5日の年次有給休暇を取得させることができなかった場合

労働基準法第39条7項に反したとして、罰則として一人につき30万円以下の罰金が使用者に適用される可能性がありますので注意しましょう。

#### ✿①正社員の場合の有給休暇付与日数について

##### 通常の労働者の付与日数

継続勤務年数（年）	0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数（日）	10	11	12	14	16	18	20

#### ✿②パートアルバイトの場合の有給休暇付与日数について

##### 週所定労働日数が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者の付与日数

	週所定労働日数	1年間の所定労働日数（※）	継続勤務年数（年）						
			0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
付与日数（日）	4日	169日～216日	7	8	9	10	12	13	15
	3日	121日～168日	5	6	6	8	9	10	11
	2日	73日～120日	3	4	4	5	6	6	7
	1日	48日～72日	1	2	2	2	3	3	3

（※）週以外の期間によって労働日数が定められている場合

ご不明点等ございましたら、担当者までお問い合わせくださいませ。